

令和7年9月17日
北海道運輸局自動車交通部

タクシー運賃改定手続きを開始します ～旭川地区～

旭川地区(※1)の法人タクシー事業者から労働条件の改善、燃料価格の高騰などを理由に運賃改定申請があり、申請書を提出した法人タクシー事業者の合計車両数が、同地区の法人タクシー事業者の全体車両数の5割に達しました。

これを受け、運賃改定申請の内容について審査した結果、同地区における標準能率事業者(※2)の収支率が100%を下回り、事業の継続に必要となる運賃収入が得られていないことから、運賃改定が必要と判断いたしました。

現在、旭川地区は、旭川A地区と旭川B地区においてそれぞれ異なる運賃が適用されていますが、今回の運賃改定により一本化を図る予定であり、今後、原価計算を行った上で新たな運賃を公示いたします。

※1 旭川地区

旭川A地区:旭川交通圏(旭川市、鷹栖町、当麻町、比布町) 上川圏(上川町、愛別町、東神楽町、東川町)

旭川B地区:名寄圏(下川町、名寄市、美深町、音威子府村、中川町) 士別圏(士別市、和寒町、剣淵町)
稚内圏(稚内市、豊富町) 深川圏(深川市、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町、幌加内町) 富良野圏(富良野市、南富良野町、占冠村、美瑛町、上富良野町、中富良野町)
留萌圏(留萌市、増毛町、小平町) 羽幌圏(苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町、幌延町) 枝幸圏(浜頓別町、中頓別町、枝幸町、猿払村) 礼文島(礼文町) 利尻島(利尻町、利尻富士町)

※2 車両数5両以下や主たる事業がタクシー事業以外となる者などを除いた、標準的な経営を行っている事業者

【本発表に関する問い合わせ先】

北海道運輸局 自動車交通部 旅客第二課 平澤・三宅
TEL:011-290-2742

○ 運賃改定申請受付期間

令和7年5月21日～令和7年8月20日

○ 運賃改定申請率

地区事業者数	申請事業者数	申請車両数(A)	地区車両数(B)	申請率(A÷B)
60者	19者	582両	852両	68.31%

○ 運賃改定申請内容

普通車	初乗運賃		加算運賃		時間距離併用制	
	距離	額	距離	額	時間	額
申請	1.4km	740円～910円	242m～306m	100円	1分30秒～1分55秒	100円
申請	1.4km	760円～780円	231m～239m	80円	1分25秒～1分30秒	80円

○ 現行運賃

普通車	初乗運賃		加算運賃		時間距離併用制	
	距離	額	距離	額	時間	額
旭川A地区	1.4km	670円	267m	80円	1分40秒	80円
旭川B地区	1.4km	720円	227m	80円	1分25秒	80円

○ 運賃改定実施状況

旭川A地区：令和2年2月1日 改定率15.80%

旭川B地区：令和5年4月10日 改定率16.32%

